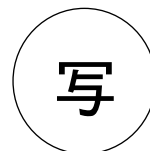


(公印省略)



中 部 相 第 50 号
令和 4 年 6 月 14 日

農林水産省
東海農政局長 殿

総務省
中部管区行政評価局長

除草剤の使用に関する行政相談について（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出について必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、除草剤の使用に関する行政相談がありました。

この行政相談について、貴局管内の除草剤販売所における販売状況等を調査するとともに、当局行政苦情処理委員会（座長：西 讓一郎元東海銀行副頭取）に付議して民間有識者の意見を聴取した結果、別紙のとおり対応が必要と考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の対応措置（方針を含む。）について、令和 4 年 9 月 13 日までに御回答くださいますようお願いいたします。

担当：首席行政相談官
電話：(052)972-7416

【別 紙】

1 申出要旨

- 私が稲作している圃場の隣接地は、近隣に所有者が居住しておらず、雑草が繁茂している。
この度、所有者が当該土地に除草剤を撒いたところ、私の圃場に除草剤が流入した。
このため、農協が圃場の水の入替え、苗の植替え等を行ってくれたが、やはり苗に立枯れが発生している。除草剤の使用について注意を喚起してほしい。
- 私の畑に隣接して駐車場があるが、その地主が最近、除草剤を複数回撒いたため、畑の作物が一部枯れ始めて困っている。

2 当局調査等による関係業務の実態

別添のとおり

3 中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の意見要旨（令和4年3月22日～25日開催）

本件申出を端緒として確認された除草剤の販売所における表示等の状況は、ほかにも想定されることから、当局行政苦情処理委員会に諮ったところ、次のような意見が出された。

- 農業関係者、ゴルフ場の管理者や造園業者のような大量の除草剤を使用する者に対しては、6月から8月にかけて実施する「農薬危害防止運動」や講習会を通じ、農薬及び農薬以外の除草剤の使用に当たっての注意喚起が行われているようであるが、それ以外の除草剤使用者に対し、法令で実施することとされている「農薬以外の除草剤を農地に使用できない。」旨の容器への記載や店頭での表示以外に注意喚起する方法がないように思われる。
容器へは、「農薬以外の除草剤を農地に使用できない。」旨の記載のほか、使用方法についても記載されているものもあるが、文字が小さく読みにくいので、農薬以外の除草剤の販売所（以下「除草剤販売所」という。）店頭での表示を徹底させるべく、指導すべきではないか。
また、体制の問題などで、東海農政局での農薬以外の除草剤販売所への指導監督が難しい場合、県をもっと活用することも考えるべきではないか。
- 農林水産省ほか4省連名での通知では、分かりやすい表示の例として、「こちらの除草剤は、農薬として使用することができません。このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。」という文例が示されており、この文例をそのまま活用している農薬以外の除草剤販売所も多いが、そもそも、なぜ農薬以外の除草剤を農地に使用していけないのかが分かりにくい。分かりやすい表現を検討すべきではないか。

4 あっせん

上記3の当局行政苦情処理委員会の意見を踏まえて、当局が検討した結果、東海農政局は、食の安全に万全を期す観点から、除草剤販売所において適切な販売が行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 農薬以外の除草剤販売所に対する「農薬として使用できない旨の表示」に係る指導等は、100円ショップなど農薬以外の除草剤のみを取り扱っている除草剤販売所を中心に行うこと。
また、農薬登録された除草剤も取り扱っている除草剤販売所については、県に対し、「農薬取締法上問題があると思われる事案」の具体例を示し、同具体例などがみられる販売所の情報提供を受けた上で、当該販売所に対し指導等を行うこと。
- ② 農業関係者以外の除草剤使用者に対しても、農薬以外の除草剤を農地等で使用できない理由や、使い方によっては、流出や飛散により、周辺の農地等に影響を及ぼす場合があることを、分

かりやすい表現により周知するよう、農薬以外の除草剤販売所に対し指導等を行うこと。

【別添】

当局調査等による関係業務の実態

1 制度等の概要

(1) 除草剤の種類

農薬取締法（以下「法」という。）において農作物等を害する病害虫の防除に用いられる除草剤は農薬とされ（法第2条第1項）ており、農林水産大臣の登録を受けなければ、販売、加工、輸入ができず（法第3条第1項）、その販売者は販売所ごとに都道府県知事に届け出ることとされている（法第17条）。

ところが、無登録の農薬が流通し、使用されている実態が明らかとなり、食の安全及び信頼確保の観点から規制が求められた。

このため、平成14年に農薬取締法が改正され、登録を受けていない農薬を農作物等の栽培・管理のために使用することが禁止された。また、平成15年にも、同法が改正され、農薬の使用者が誤って農薬として登録されていない除草剤を使用することがないように非農耕地専用除草剤の表示についても規制が実施されることになった（同法第22条第1項）。

このように、農薬取締法が規定する除草剤には、①農作物等の病害虫等の防除等に用いられるもの、②農薬以外の薬剤であって、非農耕地専用除草剤として除草に用いられる薬剤等（以後、「農薬以外の除草剤」という。）の2種類がある。

(2) 農薬取締法における農薬以外の除草剤に係る規制

ア 農薬以外の除草剤は、農作物等の栽培・管理のための除草用に使用することができず、その販売・使用については、以下の規制があり、これに違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる（法第47条）。

- ① 農作物等の栽培・管理に使用した場合（法第24条違反）
- ② 農作物等の栽培・管理に使用することを前提とする販売（法第18条第1項違反）
- ③ 農薬以外の除草剤を、登録を受けた農薬と誤認させるような宣伝（法第21条第1項違反）

イ 農薬以外の除草剤を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、農薬以外の除草剤を小売する場合、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨の表示を行うことが義務づけられている（法第22条）。

また、農林水産省、厚生労働省等の関係省は、「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」（平成31年3月28日付け厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省通知、薬生薬審発第0328第8号等。以下「通知」という。）により、①農薬に該当しない除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意するよう努めること、②インターネット販売等、対面での説明ができない場合は、販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載する等の留意点を関係団体に通知している。

ただし、除草剤販売所については、農薬販売所のような届出義務がなく、農薬以外の除草剤の販売については、農薬販売所が農薬登録を受けた除草剤と併せて販売している場合を除き、その実態を把握する方法はない。

2 中部管区行政評価局調査結果

(1) 東海地方（愛知県、岐阜県、三重県）における除草剤の販売の実態

東海地方においては、愛知県は2,643（令和3年12月1日現在）、岐阜県は1,241（令和4年1月25日現在）、三重県は987（令和3年12月1日現在）の農薬販売所が届出されており、その多くは農薬登録された除草剤と農薬以外の除草剤の双方を販売している。

一方、100円ショップの場合、安価である農薬以外の除草剤のみを販売しているケースが多いが、上記のとおり除草剤販売所については、届出義務がないため、県ではその実態を把握していない。

(2) 除草剤の販売所に対する指導・監督の実施状況

ア 農薬取締法が規定する行政機関の権限

法第 29 条において、農林水産大臣は、農薬の販売者、農薬以外の除草剤販売者等に対し報告を命じ、立入検査等ができることとされている。一方、都道府県知事の権限は農薬の販売者に対してのみとされており、農薬以外の除草剤販売者への指導等の権限はない。

イ 東海農政局の指導監督の実施状況

東海農政局では、「くん蒸による農薬使用者、ゴルフ場における農薬使用者及び農薬登録を受けていない除草剤の販売者に関して地方農政局等が行う業務の実施要領について」（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 消安第 4982 号消費・安全局長通知）に基づき、農薬以外の除草剤の販売者（本社等）を訪問し、通知で示されている除草剤の販売等に関する留意点の周知・指導を実施しているが、表 1 のとおり、令和 2 年度以降は、本社に対する周知のみであり、個別の販売所に対する指導等は行っていない。

表 1 通知に基づく農薬以外の除草剤に係る周知・指導状況（単位：人、社、か所）

区 分	指導体制	本社	販売所	備考
令和元年度	6 (各県拠点担当者)	0	141 (各県拠点で選定)	令和 2 年 3 月 31 日現在 点検・指導を実施
2 年度	2 (本局担当者)	4 (本省作成リスト に基づき選定)	0	3 年 3 月 31 日現在 周知を実施
3 年度	2 (本局担当者)	6 (本省作成リスト に基づき選定)	0	4 年 3 月 31 日現在 周知を実施

(注) 東海農政局提出資料により作成

また、同局では、県に対し、農薬取締法上問題があると思われる事案を把握した場合は、国に対して情報提供をするよう、毎年開催している会議等で口頭により依頼しているが、令和元年度以降に情報提供された実績はない。

ウ 東海 3 県における指導監督の実施状況

東海 3 県（愛知県、岐阜県、三重県）では、立入検査の実施要領を作成し、年間の目標件数などの計画を立てた上で、農薬の販売所の検査を行っており当該販売所が農薬以外の除草剤を販売している場合は、併せてその販売方法についても確認し、指導等を行っている。

東海 3 県における令和元年度以降の立入検査件数は、表 2 のとおり、①愛知県が 400 件以上、②岐阜県が 315 件以上、③三重県が 100 件以上など、目標件数を上回る実施数となっている。



表2 東海3県における立入検査の実施状況

(単位：か所、件)

県名 (届出販売所数)	立入検査実施要領等名	目標件数設定の考え方 (目標数)	立入検査実績		
			令和 元年度	2年度	3年度
愛知県 (2,643(注)2)	農薬使用者及び農薬販売者に対する立入検査等実施要領	有効販売所数の概ね15%以上(396(注)3)	407	409	344 (注)4
岐阜県 (1,241(注)2)	農薬販売者検査実施要領	4年に1回の頻度での店頭への立入検査(310(注)3)	319	334	252 (注)4
三重県 (987(注)2)	農薬取締法に基づく立入検査等に関する業務実施要領	年間100件程度をめど	100	102	61 (注)4

(注) 1 当局の調査結果により作成

2 愛知県と三重県は令和3年12月1日現在、岐阜県は令和4年1月25日現在

3 届出販売所数から当局で算出したもの

4 愛知県は令和3年12月1日現在、岐阜県は4年1月31日現在、三重県は3年12月31日現在

しかし、①3県が令和元年度以降に実施した立入検査は、法第29条第3項に基づくもので、農林水産大臣への報告義務がないこと(具体的な条項違反を対象とする法第29条第1項の立入検査は、同条第2項により農林水産大臣に報告義務がある。)、②検査の結果、重大な法違反と思われるものがなかったことから、東海農政局に対し実施件数の報告はしているものの、検査対象や販売所個々に係る指導事項等の報告は行っていない。

(3) 除草剤の販売の実態(当局の調査結果)

当局が、東海3県に所在するホームセンター(20店舗)、ドラッグストア(21店舗)、100円ショップ(13店舗)の計54店舗における除草剤の販売状況を確認したところ、表3のとおり、適切な表示を行っていたのは16店舗(29.6%)であり、38店舗(70.4%)で何らかの不適切な状況がみられた。

具体的には、調査対象の20.4%に当たる11店舗において、農薬以外の除草剤を農薬として使用することができない旨の店頭表示がなされておらず、50%に当たる27店舗において、表示が一部の商品にとどまっている等、不十分な状況がみられた。

表3 調査対象小売店における店頭表示の状況

(単位：店舗、%)

区 分	ホームセンター	ドラッグストア	100円ショップ	計
表示がまったくない店舗	3 <15.0>	2 <9.5>	6 <45.2>	11 <20.4>
表示はあるが不十分な店舗 ・表示が一部の商品にとどまっている ・表示内容が通知で示された内容と比べて不十分 ・文字が小さい等判読が難しい	9 <45.0>	11 <52.4>	7 <53.8>	27 <50.0>
適切な表示がなされている店舗	8 <40.0>	8 <38.1>	0 <0.0>	16 <29.6>
計(調査対象数)	20 <100>	21 <100>	13 <100>	54 <100>

(注) 1 当局の調査結果により作成

2 < >内は、調査対象数で除したもの

また、表4のとおり、農薬以外の除草剤と農薬登録のある除草剤を販売している41店舗(100円ショップ

を除く店舗）において、これらを明確に区分して陳列していない店舗が7店舗（17.1%）みられた。

表4 調査対象小売店における店頭陳列の状況

（単位：店舗、%）

区 分	ホームセンター	ドラッグストア	計
明確に区分して陳列している店舗	15 <75.0>	19 <90.5>	34 <82.9>
明確に区分して陳列していない店舗	5 <25.0>	2 <9.5>	7 <17.1>
計（調査対象数）	20 <100>	21 <100>	41 <100>

（注）1 当局の調査結果により作成

2 < >内は、調査対象数で除したもの

（4）除草剤に係る国民意識

中部管区行政評価局管内の行政相談委員66名を対象に、除草剤に係る意識調査を実施したところ、39人から回答があり、その結果は表5のような状況であった。

- ① 除草剤に農薬と農薬でないものがあることを「知っている」のは回答者の約4割（16人）で、約6割（23人）の者が「知らない」としている。
- ② 「知っている」とした者（16人）の知った経緯は、容器の表示（6人）、自身が農業関係者又は農業関係者からの情報（8人）となっており、販売店の表示や従業員の説明とした者は皆無。
- ③ 回答者の約7割（27人）が除草剤を使ったことが「ある」としているが、使った除草剤が農薬であったか農薬でないものであったか「分からない」とした者は、使ったことが「ある」とした者の1/3に当たる9人で、全員が①で「知らない」とした者である。

表5 除草剤に関する意識調査集計結果

(単位：人)

1 除草剤には、農薬と非農薬があることを	知っている	16人 (41.0%)	＜知った経緯＞ ・使用している農薬の容器に標示してあるため（6人）A ・JA等からの説明等（6人）B ・農業に従事しているため（2人）C ・その他（2人）D		
	知らない	23人 (59.0%)			
	合計	39人 (100.0%)			
2 今までに、除草剤を使用したことが	ある27人 (69.2%)	1の「知っている者」 16人のうち、	使用した除草剤 (人数/使用あり27人) %	人数	選んだ理由（要約）
			農 薬 (55.6%)	15人	・JAの販売商品 ・耕作地の安全のため ・効き目が強いから ・近所が耕作しているため ・非農薬は危険性が高い ・農薬は害が少ない ・農耕地で使用するため ほか
			非農薬（一）	4人	農薬を選んだ15名のうちの4人（散布場所により農薬・非農薬を使い分け）
			分からない	0	—
			合計	19人 (重複4人、実質15人（未回答1人）)	
		1の「知らない者」23人のうち、	農 薬 (7.4%)	2人	・昔から使い慣れている ・JAのパンフレットから選択
			非農薬 (3.7%)	1人	未記入
			分からない (33.3%)	9人	・CM放送の商品 ・店舗の陳列品から ・以前から使用しているもの ・ペットに安心なもの ・買ってきてもらったもの ・JAに注文 ほか
			合計	12人	
	ない12人 (30.8%)				
	合計	39人 (100.0%)			

(注) 当局の調査結果により作成

(5) 他地域での取り組み

農林水産省北海道農政事務所は、一般の販売店や購入者の理解を促進するため、農薬以外の除草剤に関して表示すべき必要な情報を分かりやすくホームページで紹介しているほか、店舗における周知用のPOP (見本) を自ら作成し掲載している。

これについて、同事務所は、「消費者は店舗の表示を見て購入するので、消費者に周知するためには店舗に表示することが大切であると考えて、POPのひな形を掲載した。」としている。

なお、東海3県では、各県のホームページにおいて、農薬に関する周知の一部として、農薬の登録がない除草剤は、農作物の管理や農薬としての使用はできないことを、愛知県と岐阜県は農薬の販売者向けに、三重県は一般消費者向けに掲載している。

3 関係機関の意見

東海農政局消費・安全部（農産安全管理課）の意見は次のとおり。

「農薬の使用については、『農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について』（平成 23 年 9 月 5 日 付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）等により、散布した農薬がその対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、農薬が飛散することを防止する対策を徹底するよう指導しています。毎年 6 月から 8 月に 実施する農薬危害防止運動について、農林水産省から各県宛てに通知を発出し、農薬使用者に対し農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導を依頼しています。また、周辺住民等から相談があった場合に、関係部局が相互に連携して対応できるよう、各県に相談窓口を設置する等、必要な体制を整備しています。

今後とも、農薬が適正に使用されるよう、農薬使用者への周知・指導を進めていきます。

また、農薬に該当しない除草剤については、農作物等の栽培・管理に使用することはできないことを引き続き周知を図って参ります。

なお、本件の相談事例は、使用された除草剤が周辺の農作物に飛散したことにより薬害が生じたものと考えられ、ご指摘の農薬として販売できない旨の表示のみでの対応の効果には限界があると考えることから、十分な時間をかけて県や本省等の関係者との相談も必要となり、東海農政局だけで対応できることは限られていることから、対応について慎重に検討させていただきますようお願いいたします。」

（参考）中部管区行政評価局行政苦情処理委員会

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置しているもの。

構成員は次のとおり（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

（座長）

西 讓一郎（元東海銀行副頭取（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社社友））

（委員）

稲垣 隆司（元愛知県副知事）

栗本 幸子（元（公財）あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸（（株）中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫（名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授（元名古屋市総務局長））

中村 正典（弁護士（元愛知県弁護士会会長））